

・反対尋問

三．c説の、超法規的に責任が阻却される、とはどういうことか。

四．なぜこの判例を引用したか。

・立論

1．学説の検討

(1) 責任故意認定に際しての違法性の意識の要否について

この点、検察側は人格責任論の立場にたった上でB説(制限故意説)を採用している。

人格責任論の立場には弁護側も賛成であるが、検察側の主張のように犯罪事実を認識・容認している際に常に反規範的人格態度を認めることができるとはいえず、また、違法性意識の可能性を故意の要件としている点、B説は妥当ではないと解する。

思うに、事実の認識に違法性の意識、すなわち、その行為は法律が許容しない性質のものであるとの意識がないのであれば、その認識は単なる自然的・社会的事実の認識にすぎないといえる。故意犯が過失犯に比べ特に強い非難の対象とされることに鑑みても、行為者に対する積極的な人格非難は、単に自然的・社会的事実の認識だけでは十分ではなく、違法性の意識があつてはじめてなしうると解する。

以上より、弁護側はA説(厳格故意説)を採用する。

(2) 法律の錯誤(=違法性の意識が欠如する場合)の取り扱いについて

この点、弁護側は違法性の要否につきA説に立脚するため、a説を採用し、違法性の意識がない場合、責任故意は阻却されると解する。

2．本問の検討

検察側の主張にあるとおり、Xのサービス券を作成した行為は通貨及証券模造取締法の定める構成要件に該当するといえる。しかしXは、自らのサービス券を製造する行為は法律違反に当たらないと思い模造行為を行っている。検察側はこれを違法性の錯誤の問題として検討している。この点、弁護側は賛同しかねる。一般的に事実の錯誤は、犯罪事実に関する認識に誤りがある場合であるのに対し、法律の錯誤は犯罪事実の認識の存在を前提として、違法性の評価を誤った場合である。そして両者の区別は、その内容が違法性の意識を喚起し得る程度のものであったか否か、すなわち、当該事項について違法性を意識し得る程度の認識を有する場合は法律の錯誤、違法性を意識し得る程度の認識すらない場合が事実の錯誤ということになる。

本問においては、Xはサービス券作成にあたり警察官に相談した際に警察官が好意的だったこと、さらには作成後に警察署に配布したが注意を受けなかったことで、自らの行為についての違法性の認識を欠くに至った。特に作成後に配布した際に警察官から格別の注意受けなかったことで警察官から承認されたと受け取り安心するのは無理からぬことである。そして、一般市民であるXにとって日常において犯罪に関しての相談を持ちかける唯一の相手であるといえる警察官から承認されたと安心したならば、それ以上当サービス券の作成が違法であるかも知れないなどと疑いを抱くことは到底考えられない。よって、違法性の意識の可能性はなく、Xには事実の錯誤があると考えべきである。

ゆえに、Xのサービス券を作成した行為は客観的には犯罪事実にあたるが、Xが認識していたのは自らの行為は適法であるとの犯罪に該当しない事実であるからXは規範の問題には直面しておらず、よって責任非難の根拠が存在せず責任故意が阻却され、犯罪は不成立となる。

また、仮に検察側の様に違法性の錯誤であったと考えても、弁護側はA説(厳格故意説)を採用し、違法性の意識が欠如する場合は責任故意が阻却されると解するから、Xは当サービス券作成の際違法性の意識を欠いているため責任故意が阻却され、犯罪は不成立となる。

・結論

以上より、Xはなんら罪責を負わない。

